

新潟県農林公社利息補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、公益社団法人新潟県農林公社（以下「公社」という。）の行う分収林事業について、債務増加の抑制により、公社の経営基盤の安定化を図るため、公社が支払う（株）日本政策金融公庫及び（株）第四銀行への約定利息に対して予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表第1の基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付し、公社は、その事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助金の増額をする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助金に係る法令、規則、交付要綱等の規定に従うこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 別表第2に掲げる事項に該当しないこと。

2 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、公社に対して必要な調査又は指導を行うことができる。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、当該年度の約定利息が全て確定した後に、知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事前に別記第2号様式による補助金変更（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6 補助金は、原則として別記第3号様式による概算払請求書に基づき、概算払いにより全額を交付するものとする。

(状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、知事が必要と認める場合、別途指示することとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告書は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第9 知事は、公社が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容、規則、要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

附則

この要綱は、令和元年11月28日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年11月30日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表第 1

補助対象経費	補助額
<p>当該年度に公社が支払う(株)日本政策金融公庫及び(株)第四銀行への約定利息。</p> <p>ただし、他助成金等により支援を受けているものは除く。</p>	<p>補助対象経費の 10/10</p>

別表第 2

- ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別記第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名(名称)

年度 新潟県農林公社利息補助金交付申請書

このことについて、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 添付書類名
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 約定利息償還予定額

注 約定利息償還予定は、利息償還額が確認できる資料を添付すること(任意様式)。

別記第1号様式の2

1 事業計画書

事業名	新潟県農林公社利息補助金
実施主体	公益社団法人新潟県農林公社
借入金融機関	
約定償還利息対象年度	年度
補助対象金額	円

2 収支予算書

単位：円

収入				支出				
科目	予算額	前年度 予算額	差引 増減額	科目	金融 機関名	予算額	前年度 予算額	差引 増減額
県補助金				約定利息	(株) 日本政策金融公庫			
県補助金				約定利息	(株) 第四銀行			
計				計				

別記第2号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年度 新潟県農林公社利息補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった標記事業
について、次の理由により事業内容及び経費の配分の変更をしたいので、新潟県
農林公社利息補助金交付要綱第5の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 添付書類名
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) 変更収支予算書

注 関係書類は、変更の内容が比較できるよう交付申請書に添付する別記第1号様式の2を準
用し、変更前の部分を上段に、変更後の部分を下段にそれぞれ記入すること。

別記第3号様式

第 号

年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者

住 所

氏名（名称）

年度 新潟県農林公社利息補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、新潟県農林公社利息補助金交付要綱第6の規定により概算払を請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 添付書類名

概算払請求内訳書

概算払請求内訳書

新潟県農林公社利息補助金

年 月 日現在

交付決定額		既受領額 (B)	今回請求額		支払予定月	残額 (D) (A-B-C)	備考
科目	県補助金 (A)		金額 (C)	月 日現在 予定償還率 (B+C) / A			
県補助金	円	円	円	%		円	
計							

(注1) 作成年月日 (年 月 日現在) は、請求書の日付と同日とすること。

(注2) 今回請求額 (C) 欄の月日は、請求日と同日又は請求日以前の日付とする。

別記第4号様式

第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名(名称)

年度 新潟県農林公社利息補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業は、
年 月 日完了したので新潟県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を報告します。

記

添付書類名

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 約定利息償還実績

注 約定利息償還実績は、利息償還額が確認できる資料を添付すること(任意様式)。

別記第4様式の2

1 事業成績書

事業名	新潟県農林公社利息補助金
実施主体	公益社団法人新潟県農林公社
借入金融機関	
約定償還利息対象年度	年度
補助対象金額	円

2 収支精算書

単位：円

収入				支出				
科目	予算額	精算額	差引 増減額	科目	金融 機関名	予算額	精算額	差引 増減額
県補助金				約定利息	(株) 日本政策金融公庫			
県補助金				約定利息	(株) 第四銀行			
計				計				